

最高裁昭和五二年(行ツ)第一四二号、五三・一〇・五判決

判 決

上告人 葦原運輸機工株式会社

被上告人 大阪府地方労働委員会

右補助参加人 全自運南大阪支部

右当事者間の大阪高等裁判所昭和五一年(行コ)第三五号謝罪広告処分取消請求事件について、同裁判所が昭和五二年九月八日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人 X1、同 X2、同 X3 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。右違法あることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法第七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷